

1. 目的

旧日本帝国軍による従軍「慰安婦」は、国際法に違反する犯罪の被害者（以下被害者という）であるところ、この被害についての被害者個人に対する賠償はなされていない。また、被害者に対する加害行為を行った者につき我が国の司法当局による捜査、訴追はなされなかった。この不作為は、国際法上の責務に違反するものであることに鑑み、我が国は、国家として被害者個人に対して賠償義務を果たさなければならない。

この賠償義務を履行するため、本法を制定する。

2. 被害者の権利

被害者は、従軍「慰安婦」被害者個人賠償審査会（以下審査会という）に対して個人賠償の請求をすることができる。

3. 審査会

審査会は、行政機関とする（administrative tribunal）。

1) 委員は、5名とする。

2) 委員は、法曹資格のある者であって、10年以上の実務経験ある者（裁判官、弁護士、検事のすべてを含むものとし、いずれも2名を越えてはならない）のなかから、最高裁判所の推薦を得て、内閣総理大臣が任命する。

3) 男女比では、いずれが多数の場合も、3名を越えてはならない。

4. 審査会の権限

1) 審査会は、被害者の認定及び賠償額の決定を行う。

2) 審査会は、審査会手続きを定める。

5. 賠償の種類と基準

1) 認定時一時金は、万円とする。

2) リハビリテーションの為の定期金（被害者の居住地において、品位ある生活水準を保障できるもの）及び医療費等特別の費用（必要のあるときに請求に応じて支払うが、緊急の場合は、仮り払いができる）。

3) その他審査会が適当と認めたもの。

6. 不服申し立て

被害者が審査会の認定または賠償額の決定に不服があるときは、常設仲裁裁判所による仲裁裁判を受けることができる。

外務大臣は、不服のある者から求めがあった場合は、そのものとの間で、仲裁契約を締結するものとする。

外務大臣は、国際法及び衡平の原則にしたがって、仲裁契約の内容を定めることができる。

従軍「慰安婦」被害者との国際仲裁法案骨子

1. 外務大臣は、旧日本軍による従軍「慰安婦」被害者であるとする者個人（以下被害者という）から求めがあった場合は、被害者との間で常設仲裁裁判所による国際仲裁裁判によって紛争の解決を計る旨の仲裁契約を締結するものとする。
2. 外務大臣は、国際法及び衡平の原則にしたがって、仲裁契約の内容を定めることができる。